

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 1 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

山梨県知事 殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及びその 事由の発生年月日			

- (備考)
- 1 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 業態欄には、業務廃止等の前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
 - 3 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。